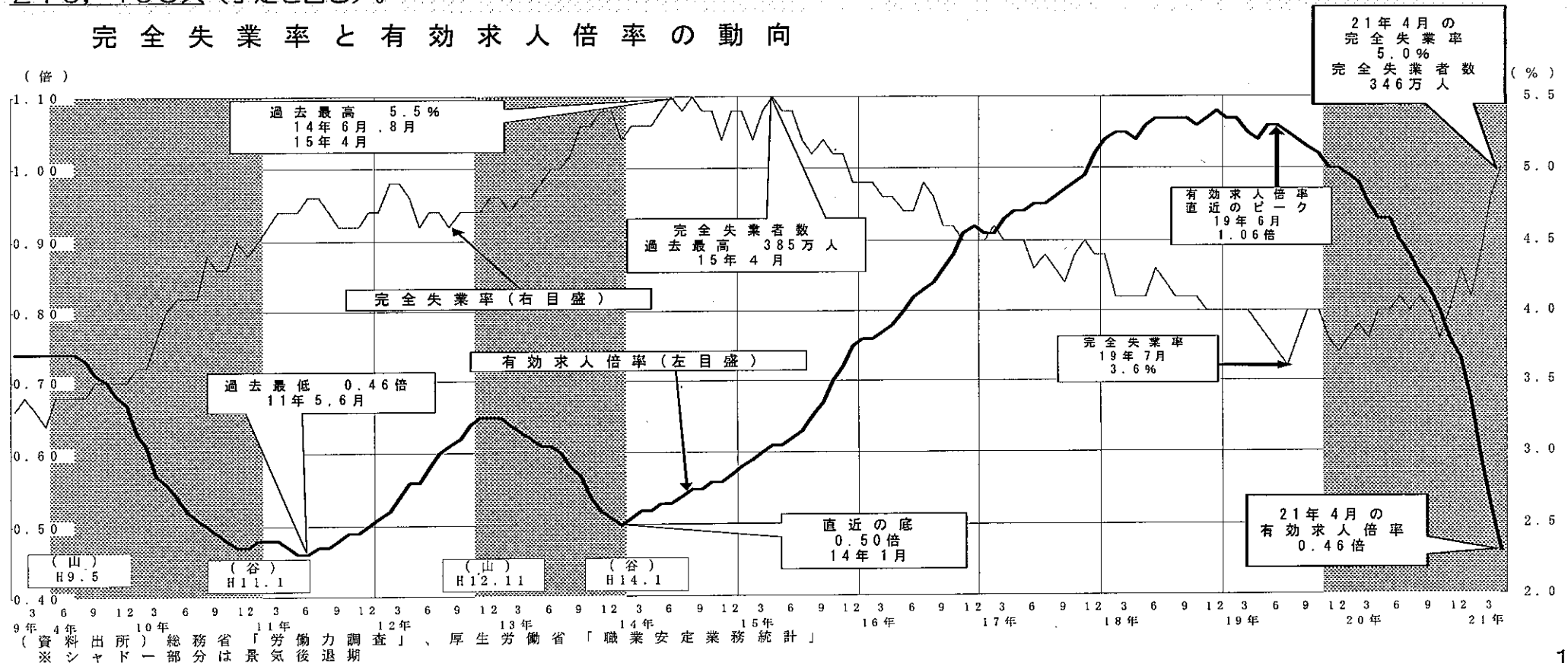


現下の雇用失業情勢及び 雇用対策について

現下の雇用失業情勢 — 厳しさを増している —

- 完全失業率は、4月は5.0%と前月より0.2ポイント上昇。
- 有効求人倍率は、4月は0.46倍と前月より0.06ポイント低下し、過去最低水準。
- ハローワークを訪れる事業主都合離職者（新規求職者数）は、前年同月比105.4%の増加。
- 日銀短観（3月調査）の雇用人員判断（「過剰」-「不足」）は、全規模製造業で過剰感が大幅に増加（+14→+38）し、過去最悪。全規模全産業でも過剰感が大幅に増加（+4→+20）。
- 4月の倒産件数は、前年同月比9.3%増の1,329件。11ヵ月連続前年同月比増加。（東京商工リサーチより）
- 4月の雇用保険の受給資格決定件数は前年同月比43.1%増、受給者数は前年同月比76.3%増の882千人と、大幅に増加。
- 各都道府県労働局からの報告（5月）によると、昨年10月から本年6月における、非正規労働者の雇止め等は3,536事業所、216,408人（予定を含む）。

完全失業率と有効求人倍率の動向



雇止め・解雇状況

- 各都道府県労働局からの報告（5月）によると、
 昨年10月から本年6月において、期間満了等による雇用調整を実施済み及び実施予定とされたのは、
全国47都道府県、3,536事業所、216,408人となったところ。

（内訳）

・派遣	2,327事業所	135,065人	(62.4%)
・契約（期間工等）	839事業所	47,100人	(21.8%)
・請負	187事業所	16,795人	(7.8%)
・その他	759事業所	17,448人	(8.1%)

雇用保険の加入状況については、
 全体（216,408人）のうち、190,700人について判明し、うち加入者数は188,289人で、加入割合は98.7%であった。

※ 個人が特定できた88,119人について別途個人ベースの集計を行ったところ、離職者数は86,439人、受給資格決定者数は61,124人（離職者数の70.7%）、再就職者数は22,572人（同26.1%）であった。また、被保険者であった期間等から、76,989人（89.1%）が受給資格ありと推定される。

雇用形態別・産業別の集計結果

派遣	135,065 人					(人)
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他	
期間満了	65,319	62,845	424	141	1,909	
中途解除	60,328	59,729	267	35	297	
不明	9,418	9,303	89	16	10	
契約（期間工等）	47,100 人					
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他	
期間満了	37,105	34,715	95	140	2,155	
解雇	8,481	6,519	674	743	545	
不明	1,514	1,159	2	127	226	
請負	16,795 人					
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他	
期間満了	6,802	6,293	33	3	473	
中途解除	8,569	7,583	39	0	947	
不明	1,424	1,330	0	0	94	
その他	17,448 人					
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他	
期間満了	6,284	4,000	291	558	1,435	
解雇	9,975	5,366	255	3,082	1,272	
不明	1,189	842	35	16	296	

資料出所：厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況について（5月報告）」。全国の労働局及び公共職業安定所を通じ、事業所に対する聞き取りを実施したもの。

（* 全ての雇用調整事例を把握しているものではない。また、現時点で内容が確定している事例）

注：3月報告より、把握対象期間を6月末までに拡大している。対象期間を、本年3月末までとして集計した場合は197,169人となる。

雇用の安定と生活支援対策の実施状況

〔 平成20年度中に実施している対策 〕 ⇨ 〔 年度末以降さらに対策強化 〕

雇用維持

雇用調整助成金

- (1) 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が解雇せずに休業や教育訓練・出向などで雇用を維持した場合、支払われた賃金、手当の4/5(中小企業)又は2/3(大企業)を助成。
- (2) 対象労働者を拡大し、雇用期間が6ヶ月未満の労働者や新規学卒者も対象。
- (3) 支給要件の緩和や申請事務の簡素化を行い、利用を促進。

◇実施計画届受理状況(平成21年4月)※()は平成21年3月の数字

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

事業所数:61,349(46,558)、対象者数:2,534,853(2,379,069)

残業削減雇用維持奨励金 事業所数:158

- (1) 派遣労働者を含む労働者の解雇等を行わない場合、助成率をさらに9/10(中小企業)又は3/4(大企業)に引上げ。
- (2) 残業時間の削減により雇用維持をした場合、契約労働者は年30万円、派遣労働者は年45万円(大企業は各々20万円、30万円)を助成。(上記3月30日～)
- 派遣元・先指針を改正し、派遣契約の中途解除の際の①派遣元における雇用維持、②派遣先から派遣元への賠償を明記。併せて指導を強化。(3月31日)

再就職支援・雇用創出

雇用創出のための基金

- 都道府県に単年度で過去最大の4,000億円の基金を創設し、地域の求職者の雇用機会創出の取組みを支援。「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業」(1,500億円)【全ての都道府県に対して交付完了(3月25日)】

雇入れ助成の拡充と離職者訓練の強化

- (1) 39歳までの年長フリーター等、内定取り消された就職未決定者を正規雇用した場合や、受け入れている派遣労働者を直接雇用した場合に1人100万円(大企業50万円)を支給。
- (2) 離職者訓練の実施規模を拡充。

- 政労使合意を踏まえ、労使が「ふるさと雇用再生特別交付金」へ拠出し、基金の上積みができるよう、都道府県に依頼。(3月23日)
- 離職者訓練の実施規模をさらに拡充し、介護分野、IT分野等の長期訓練を新たに実施。(4月1日～)

セーフティネット・生活支援

住宅・生活の支援

- (1) 全国のハローワークに特別相談窓口を開設して、住み込み可能求人等の紹介。
- (2) 全国の雇用促進住宅への入居をあっせん。【5月29日現在 入居決定6,553件】
- (3) 労働金庫で最大186万円(雇用保険受給者の場合最大60万円)の住宅確保・生活支援のための貸付。(入居初期費用50万円。家賃補助費月6万円、就職活動費月15万円等)【5月29日現在 貸付決定8,237件】

- (4) 離職後も社宅・寮等に引き続き労働者を居住させる事業主に対して月額4～6万円(期間は6ヶ月まで)を助成。【事前計画状況(平成21年4月分) 344件 5,569人】

職業訓練期間中の生活保障

- 雇用保険を受給できない非正規労働者等が安心して訓練を受けられるよう生活保障を実施。【5月29日現在 申請183件(貸付決定117件)】

雇用保険のセーフティネット機能の強化

- (1) 非正規労働者の適用範囲を拡大。(雇用見込み1年以上→6ヶ月以上)
- (2) 再就職が困難な場合についての給付日数を特例的に60日分延長。
- (3) 21年度の雇用保険料を1.2%から0.8%まで引下げ。

※ 改正雇用保険法を3月31日に施行

職業訓練期間中の生活保障の拡充

- 生活保障の対象者を拡大。(5月11日～)

内定取消し対策

- (1) 特別相談窓口を全国の学生職業センターに開設。
- (2) 内定取消しをしないよう企業指導を強化。(企業名公表制度を整備)

- 企業名公表を実施。(4月末までに15社公表)

「経済危機対策」における主な取組（「雇用対策」関連）

平成21年度補正予算 約2.5兆円

I 雇用維持対策（雇用調整助成金の拡充等）

6,066億円

- ・ 派遣労働者を含む労働者の解雇等をしない場合の助成率の上乗せ
- ・ 残業を大幅に削減し、解雇等をしない場合を助成対象に追加
- ・ 大企業に対する教育訓練費の引上げ
- ・ 1年間の支給限度日数(200日)の撤廃
- ・ 必要額の確保

II 再就職支援・能力開発対策

○「緊急人材育成・就職支援基金」による総合的な支援

7,000億円

- ・ 雇用保険を受給していない者を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付」の実施
- ・ 中小企業等の人材ニーズを踏まえた、十分な技能・経験を有しない求職者に係る実習雇用・雇入れの支援
- ・ 介護、ものづくり分野などについて、事業主団体等と連携した職場体験や職場見学の実施
- ・ 長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援

○職業能力開発支援の拡充・強化 145億円

- ・ 職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充
- ・ 民間教育訓練機関等への委託訓練について実施規模の拡大、託児サービスの提供等

○ハローワーク機能の抜本的強化 265億円

- ・ ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化

III 雇用創出対策

- ・ 緊急雇用創出事業(基金)の積み増し等 3,000億円

IV 派遣労働者保護対策、内定取消し対策等

○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・ 派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保
- ・ 派遣元による労働基準法の遵守・派遣先の確保
- ・ 製造業務派遣に対する重点監督の実施
- ・ 派遣会社に関する資産、現金・預金等の許可要件の厳格化

○内定取消し対策等 76億円

- ・ 内定取消し企業についての企業名公表の実施
- ・ 未内定学生等対象の就職面接会の実施等
- ・ 育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに対する適切な対応
- ・ 未払賃金立替払の請求増加への対応

○障害者の雇用対策 5.5億円

- ・ 障害者に対する雇用調整助成金の助成率の引き上げ
- ・ 公的機関において就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大
- ・ ハローワークの障害者専門支援員の増員

○外国人労働者への支援

緊急人材育成・就職支援基金 7,000億円の内数+16億円

- ・ 通訳・相談員の増配置など相談・支援機能の強化
- ・ 我が国で引き続き就労することを希望する日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施
- ・ 帰国を希望する日系人離職者に対する家族を含む帰国支援
- ・ 外国人研修生・技能実習生に対する帰国支援

V 住宅・生活支援等

○住宅・生活支援 1,704億円

- ・ 雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等

緊急人材育成・就職支援基金の概要

7,000億円

- 雇用保険の受給資格のない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

Ex
製造業
事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主

ハローワーク
ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し

【離職者等
(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

約4,820億円

① 職業訓練の拡充(35万人)

- ・ 新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、介護・福祉等)における基本能力習得のための長期訓練
- ・ 再就職に必須のITスキル習得のための訓練

② 訓練期間中の生活保障(30万人)

- ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)
- ・ 希望者には貸付を上乗せ(単身者:月5万円まで、扶養家族を有する者:月8万円まで)

2 中小企業等における雇用創出

約1,620億円

① 実習型雇用・雇入れの助成(7万人)

- ・ 新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対し助成(実習型雇用:1人月10万円、雇入れ:1人100万円)

② 職場体験等を通じた雇入れの助成(2万人)

- ・ 介護・ものづくり分野等において、職場体験、職場見学を通じて求職者を雇い入れる中小企業等に対し助成(職場体験の受入:1人10万円、雇入れ:1人100万円)

3 長期失業者等の再就職支援

約380億円

① 長期失業者に対する再就職支援(3万人)

- ・ 長期失業者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等)や就職後の定着支援を実施

② 就職活動困難者に対する再就職及び住居・生活支援(1万人)

- ・ 住居を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と住居・生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施

※ 1~3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

緊急人材育成・就職支援基金